

公民館の設置目的

公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とす

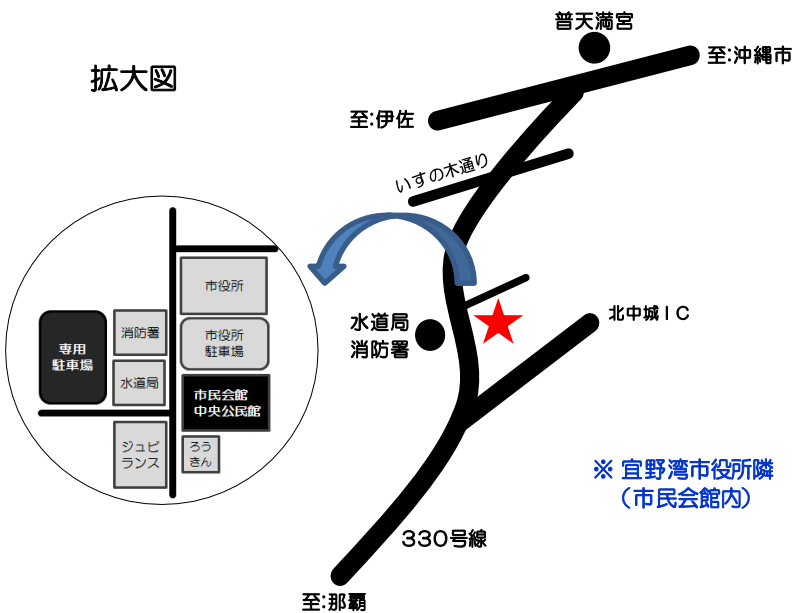
公民館の事業

- 1 各種学級や定期講座の開設。
- 2 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催。
- 3 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図る。
- 4 体育、レクレーション等に関する集会を開催。
- 5 各種の団体、機関等の連絡を図る。
- 6 その施設を住民の集会その他公共的利用に供する。

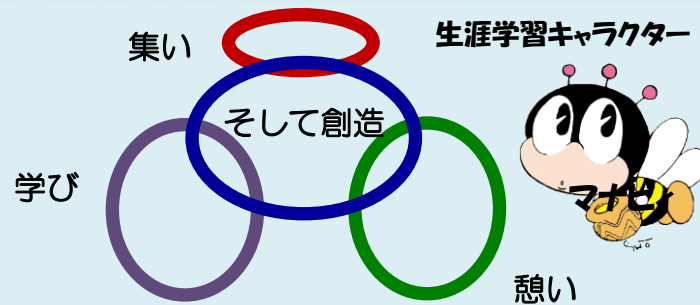
公民館は次のことには使用できません。

- 1 営利を目的とした事業、集会。
- 2 政党活動に類する事業、集会。
- 3 教派、宗派、教団活動に類する事業、集会

■中央公民館案内図



使用のご案内



宜野湾市立中央公民館

宜野湾市野嵩一丁目1番2号
電話 098-893-4436

名称：宜野湾市立中央公民館

住所：宜野湾市野嵩一丁目1番2号

- 1、開館時間 午前9:00～午後9:00
- 2、休館日 火曜日 公休日 慰霊の日 12月29日～1月3日
- 3、公民館を使用する者は、その7日前までに、公民館使用許可申請書を提出して、許可を受けてください。
- 4、公民館を使用する者は、次の事項を守ってください。
 - (1) 使用する責任者は、使用する以前に職員に申し出ること。
 - (2) 危険物、又は動物を持ち込まないこと。ただし、身体障がい者補助犬法の認定を受けているものを除く。
 - (3) 所定の場所以外で喫煙又は火気を使用しないこと。
 - (4) 許可なく物品を展示又は販売し、その他これらに類する行為をしないこと。
 - (5) 使用後はもとの状態に復し、又は所定の場所へ返還すること。
 - (6) 所定の場所以外へ立ち入らないこと。
 - (7) 使用する責任者は、使用後の異状の有無を職員に報告すること。

★使用料金

(単位：円)

	午前 9～12時	午後 13～17時	夜間 18～21時	昼間 9～17時	昼夜間 13～21時	全日 9～21時	冷房費 1時間 につき
集会場 (舞台を 含む)	平日 7,330 土・日・祝 8,790	9,780	9,160	19,560	21,380	31,160	1,500
研修室	1,080	1,450	1,080	2,900	2,900	4,350	600
児童室	880	1,180	880	2,360	2,360	3,550	
視聴覚室	1,380	1,850	1,380	3,700	3,700	5,550	
調理 実習室	1,650	2,200	1,650	4,410	4,410	5,720	1,000
多目的室	2,160	2,900	2,160	5,800	5,800	8,700	1,200

備考

- (1) 使用時間の超過及び練習等のための使用の場合の使用料の額は、教育委員会規則で定める。
- (2) 特別の設備をして、電気、水道又はガスを使用したときには、それぞれの料金の実費を徴収する。
- (3) 宜野湾市市民会館常置の備品を使用する場合は、宜野湾市市民会館の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和62年宜野湾市教育委員会規則第1号）に定めるところにより、所定の手続きをしなければならない。
- (4) 市民（本市に居住する者又は本市に事務所を有する団体をいう。）以外の者が専用利用する場合は、この表に定める使用料の100分の30に相当する金額を規定使用料に加算した額とする。ただし、冷房費（2）を除く。